

シルバー保険について

公益社団法人 高浜町シルバー人材センター

当センターに会員として登録された皆様が、センターの仕事に就かれましてもそれは就職ではありませんので、会員とセンターまたは会員と発注者との間に雇用関係は生じません。

したがって、センターの会員として、就業中万一事故が起きた場合労災保険などの適用はありません。

そこで、センターではシルバー保険（「シルバー人材センター団体傷害保険」、保険料はセンターが負担）に加入していますが、常に事故を起こさない様に、事故にあわない様に気をつけて下さい。

シルバー保険のあらまは、下記の通りです。

記

- 1 保険金給付対象の事故（故意による事故、持病等は対象外）
 - (1) センター会員としての就業中の傷害事故。
ただし、会員の住居で仕事に従事している間を除きます。
 - (2) センター会員として仕事場への往復途上の傷害事故。
ただし、通常の経路を外れた場合を除きます。
- 2 保険金の給付内容
 - (1) 死亡保険金（最高） 900万円
 - (2) 入院保険金（180日） 日額 3,000円
 - (3) 通院保険金（90日） 日額 2,000円
- 3 事故が発生した場合は、ただちにセンターへ届けて下さい。

承諾書

上記について承諾致しました。

令和 年 月 日

公益社団法人
高浜町シルバー人材センター
理事長 殿

本人住所 _____

氏名 _____ 印

家族住所 _____

氏名 _____ 印